

**廃棄物処理法に基づく産業廃
棄物事業場外保管届出の手引き**

那覇市 環境部 廃棄物対策課

目 次

事業場外保管届出の概要

1 保管届出について	1
2 保管届出の例外について	1
3 届出を行う者について	1
4 届出方法等について	2

事業場外保管届出書類リスト

1 保管開始届出時の必要書類	3
2 変更届出時の必要書類	4
3 廃止届出時の必要書類	4

届出書の記載例及び記載要領

1 産業廃棄物事業場外保管届出書（様式第二号の四）の記載例	5
2 産業廃棄物事業場外保管変更届出書（第八条の二の五関係）の記載例	7
3 産業廃棄物事業場外保管廃止届出書（様式第二号の六）の記載例	9

平面図及び立面図の作成例基準	10
----------------	----

産業廃棄物の保管基準	11
------------	----

事業場外保管届出の概要

1 保管届出について

排出事業者は、次の要件を満たす産業廃棄物の保管を行う場合は、廃棄物処理法に基づき、事前に那覇市長に届出を行う必要があります。

ア 排出事業場の外で行う保管であること

… 排出事業場の外とは、産業廃棄物が排出された建設工事現場以外の場所を指します。

イ 建設工事に伴い生ずる産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）であること

… 建設工事とは、土木建築に関する工事（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。）を指します。

ウ 保管場所の保管面積が 300 m²以上であること

… 保管面積は、原則として保管場所の囲いの面積によって算定します。

ただし、囲いの面積によって算出することが適当でない場合には、保管に使われる場所の面積により算定することとなります。

地震や水害等の非常災害のために必要な応急措置として上記ア～ウを満たす保管を行った場合は、保管を行ってから 14 日以内に届出が必要となります。

産業廃棄物の保管をする際には、産業廃棄物処理（保管）基準に従って適正に保管して下さい。

2 保管届出の例外について

1 で示した要件を満たす場合であっても、次の場合は保管届出を行う必要はありません。

ア （特別管理）産業廃棄物収集運搬・処分業の許可の範囲において行う（特別管理）産業廃棄物の保管

イ 法第 15 条第 1 項の許可を受けた産業廃棄物処理施設において行われる保管

ウ 排出事業者が P C B 特別措置法第 8 条の届出を行った場合における当該 P C B 廃棄物の保管

3 届出を行う者について

建設廃棄物の排出事業者には元請業者が該当するため、元請業者が届出を行って下さい。

また、J V（共同企業体）が元請業者となる場合、届出は J V の代表者（幹事）が届出を行って下さい。

なお、届出書を行政書士等に委任される場合は、委任状を提出してください。

4 届出受付窓口

那覇市 環境部 廃棄物対策課

〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 (本庁舎 7 階)

電話番号 098-951-3231 FAX 098-951-3230

* 届出の際は、連絡の上、来庁ください。

5 届出書の提出部数

正副 2 部を提出してください。(副本は、コピーでも可)

事業場外保管届出書類リスト

1 保管開始届出時の必要書類

次の保管届出を行う場合に、提出する書類は次のとおりです。

ア これから事業場外保管を行おうとする場合

イ 廃棄物処理法の改正時点（平成 23 年 4 月 1 日時点）で既に行われている保管を届出する場合

ウ 非常災害のために必要な応急措置として保管を行った場合

必要書類	備 考
<p>1 届出書</p> <p style="padding-left: 20px;">産業廃棄物の場合</p> <p style="padding-left: 40px;">産業廃棄物事業場外保管届出書 (様式第二号の四)</p> <p style="padding-left: 20px;">特別管理産業廃棄物の場合</p> <p style="padding-left: 40px;">特別管理産業廃棄物事業場外保管届出書 (様式第二号の十)</p>	<p>・届出書の記載にあたっては、「産業廃棄物事業場外保管届出書（記載例）」を御覧下さい（p5-6）。</p>
<p>2 保管場所周辺の様子が分かる図面 (住宅地図の写し、インターネット地図の印刷物等)</p>	<p>・図面には、保管場所をマーカー等で印をつけて下さい。</p>
<p>3 保管場所の構造を明らかにする図面</p> <p style="padding-left: 20px;">平面図</p> <p style="padding-left: 20px;">立面図</p> <p style="padding-left: 20px;">公図等</p> <p style="padding-left: 20px;">公図は、保管区域と地番区域との整合性を確認するためのものですので、平面図に地番区域を重ねた図面を、公図の代わりに添付しても構いません。</p>	<p>・図面は、保管面積、保管高さ、保管量と整合性を取って下さい。</p> <p>・保管方法（容器の有無、保管の位置等）、囲いの様子（囲いの材質、囲いの高さ）が分かるものとして下さい。</p> <p style="padding-left: 40px;">平面図及び立面図の作成にあたっては、p10 を参考にして下さい。</p>
<p>4 保管場所の使用権原を証する書類</p> <p style="padding-left: 20px;">土地の登記事項証明書 (賃借している場合) 賃貸借契約書等の土地の使用権原を証する書類</p>	<p>・賃貸借契約書等を添付する場合、当該契約書等に記載する賃借の目的には「産業廃棄物の保管場所に使用する」旨を必ず記載して下さい。</p>

【参考】書類の入手先

「公図」及び「土地の登記事項証明書」は地方法務局にて入手することができます。

【那覇地方法務局の連絡先：098 - 854 - 7951】

2 変更届出時の必要書類

1の届出を行った事業者は、下表の左記の事項を変更しようとする場合には、事前に、届出書に必要な添付書類を添えて届出を行う必要があります。

また、添付書類については、前ページ「1 保管開始届出時の必要書類」の備考欄を参考に作成して下さい。

1 届出書 産業廃棄物の場合 産業廃棄物事業場外保管変更届出書（様式第二号の五） 特別管理産業廃棄物の場合 特別管理産業廃棄物事業場外保管変更届出書（様式第二号の十一） 届出書の記載にあたっては、「産業廃棄物事業場外保管変更届出書（記載例）」を御覧下さい（p7-8）。	
届出の対象となる変更事項	添付書類
1 届出者の住所、氏名、名称又は代表者の氏名の変更	なし
2 保管場所の所在地の変更	保管場所周辺の様子が分かる図面 保管場所の構造を明らかにする図面等 保管場所の使用権原を証する書類
3 保管場所に掲げる次の事項の変更 保管場所の面積 保管する産業廃棄物の種類 保管高さ 保管上限	保管場所の構造を明らかにする図面等 （保管場所の面積の変更であって、地番の追加を含む場合）保管場所の使用権原を証する書類

3 廃止届出時の必要書類

届出を行った保管場所における保管を廃止したときは、その日から起算して30日以内に、廃止届出を行う必要があります。廃止届出の際には、次の届出書を使用して下さい。

産業廃棄物の場合

産業廃棄物事業場外保管廃止届出書（様式第二号の六）

特別管理産業廃棄物の場合

特別管理産業廃棄物事業場外保管廃止届出書（様式第二号の十二）

また、廃止届出書の記載にあたっては、「産業廃棄物事業場外保管廃止届出書（記載例）」を御覧下さい（p9）。

産業廃棄物事業場外保管届出書(様式第二号の四)記載例

産業廃棄物事業場外保管届出書

届出年月日を記載して下さい。

平成25年 5月 1日

那覇市長 殿

届出者の住所、氏名、電話番号を記載して下さい。

届出者

住所 沖縄県 市**12-45

氏名 株式会社 ×建設

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 098-***-1234

該当するものに をつけて下さい。

これから事業場保管をする場合又は法改正時において既に行われている保管を届出する場合は、「第12第3項前段」に をつけて下さい。

非常災害のために必要な応急措置として行った保管の場合、「第12条第4項」に をつけて下さい。

土地の登記事項証明書に沿って正確に記載して下さい。

第12条第3項前段

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第12条第4項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

保管の場所に関する事項	所在地	沖縄県 市**12番34
	面積	450 m ²
	保管する産業廃棄物の種類	廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。) がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く。) (これらのうち、特別管理産業廃棄物を除く。)
	積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限	300 m ³ (積み替えのための保管上限)
	屋外において容器を用いずに行う保管の有無(保管を行う場合にあつては規則第1条の6の規定の例による高さのうち最高のもの)	がれき類: 4.0 m 容器を用いずに行う場合は、産業廃棄物の種類ごとに最高の保管高さを記載して下さい。 容器を用いた保管しか行わない産業廃棄物については、記載不要です(ここでは、廃プラスチック類は容器を用いて保管すると仮定し、がれき類についてのみ記載しています。)。
保管開始年月日	平成25年 5年 15日	

保管の場所に供する面積を記載して下さい。

記載要領については、次ページを御覧下さい。

備考

積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限は、産業廃棄物の種類及び処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第1号の表に規定する産業廃棄物の数量を記入する

保管の開始を行う予定年月日を記載して下さい。

法改正時点で既に行っている保管、非常災害のために必要な応急措置として行った保管については、実際に保管を開始した年月日を記載して下さい。

産業廃棄物事業場外保管届出書（様式第二号の四）の記載要領

1 産業廃棄物の種類について

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類には、以下の廃棄物処理法に規定された種類を記載して下さい。また、石綿含有産業廃棄物の含有の有無についても記載して下さい。

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類、ばいじん、産業廃棄物の処理物（第13号廃棄物）

次の産業廃棄物の種類については、石綿含有産業廃棄物（石綿含有量0.1%以上の非飛散性アスベスト廃棄物）の有無も明記して下さい。

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

【記載例】

石綿含有産業廃棄物を含む場合 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）
石綿含有産業廃棄物を含まない場合 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

特別管理産業廃棄物の種類

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類であって、燃焼しやすいもの）、廃酸（水素イオン濃度指数が2.0以下であるもの）、廃アルカリ（水素イオン濃度指数が12.5以上であるもの）、廃石綿等、廃ホリ塩化ビフェニル等、ホリ塩化ビフェニル汚染物、ホリ塩化ビフェニル処理物

2 積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限について

（1）積み替えのための保管上限

産業廃棄物を、処分場（中間処理施設、最終処分場）へ運搬する過程で、積み替えのために保管する場合に記載して下さい。

なお、廃棄物処理法上の保管上限は、当該保管場所からの1日あたりの平均搬出量の7日分となっておりますので、法で定める保管上限を超えないよう留意して下さい。

【記載例】 300m³（積み替えのための保管上限）

（2）処分等のための保管上限

産業廃棄物を、処分（破碎、焼却、埋立等）するために保管する場合に記載して下さい。

なお、廃棄物処理法上の保管上限は、原則として処理能力の14日分（がれき類又は木くず等を再利用のために保管する場合は28日分（アスファルト骨材が再生加熱アスファルト混合物の骨材として再利用される場合に限っては70日分））となっておりますので、法で定める保管上限を超えないよう留意して下さい。

【記載例】 300m³（焼却処分のための保管上限）

800m³（破碎処分のための保管上限）

産業廃棄物事業場外保管変更届出書(様式第二号の五)記載例

産業廃棄物事業場外保管変更届出書

平成25年 6月 1日

那覇市長 殿

届出年月日を記載して下さい。

届出者の住所、氏名、電話番号を記載して下さい。

届出者は、建設工事の元請業者が該当します。また、JV(共同企業体)の場合は、JVの代表者(幹事)が届出者となります。

届出者

住所 沖縄県 市**12-45

氏名 株式会社 ×建設

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 098-***-1234



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第3項後段の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後
	<p>保管する産業廃棄物の変更</p> <p>紙くず、木くず、繊維くず (これらのうち、石綿含有産業廃棄物であるもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)</p>	<p>紙くず、木くず、繊維くず、 がれき類 (これらのうち、石綿含有産業廃棄物であるもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)</p>
変 更 の 理 由	<p>事業計画の変更のため</p>	
変 更 予 定 年 月 日	平成25年 6月 20日	

変更の内容を記載して下さい。
記載方法は別紙「新旧対照表の記載例」を参考にして下さい。

変更の理由を記載して下さい。

(日本工業規格 A列4番)

変更の内容の記載例

変 更 前	変 更 後
<p>例 1 住所の変更の場合</p> <p>住所の変更 沖縄県 市××**番地 1</p>	<p>沖縄県 ×市 番地 3</p>
<p>例 2 氏名の変更の場合</p> <p>氏名の変更 株式会社 産業</p>	<p>有限会社 産業</p>
<p>例 3 保管場所の所在地の変更</p> <p>保管場所の所在地の変更 沖縄県 市**12番 3</p>	<p>沖縄県 市**34番 5</p> <div data-bbox="1018 801 1437 936" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>土地の登記事項証明書に沿って正確に記載して下さい。</p> </div>
<p>例 4 保管場所の面積の変更</p> <p>保管場所の面積の変更 300m²</p>	<p>400m²</p>
<p>例 5 保管する産業廃棄物の種類の変更</p> <p>産業廃棄物の種類の変更 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、がれき類 (これらのうち、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を除く。)</p>	<p>がれき類 (このうち、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を除く。)</p> <div data-bbox="1018 1294 1437 1429" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>産業廃棄物の種類については、p6を参考にして下さい。</p> </div>

産業廃棄物事業場外保管廃止届出書(様式第二号の六)記載例

産業廃棄物事業場外保管廃止届出書

届出年月日を記載して下さい。

平成25年 9月 1日

那覇市長 殿

届出者の住所、氏名、電話番号を記載して下さい。

届出者は、建設工事の元請業者が該当します。また、JV(共同企業体)の場合は、JVの代表者(幹事)が届出者となります。

届出者

住所 沖縄県 市**12-45

氏名 株式会社 ×建設

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 098-***-1234



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第3項前段の規定による届出に係る保管をやめたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の2の6の規定により届け出ます。

土地の登記事項証明書に沿って正確に記載して下さい。

保管場所の所在地

沖縄県 市**12番34

廃止の理由

平成**年度 工事に伴い発生していた、廃棄物を保管していたが、当該工事が終了し、保管していた廃棄物も全て廃棄物処理法に基づき適正処理したため

保管を止めた理由を記載して下さい。

廃止年月日

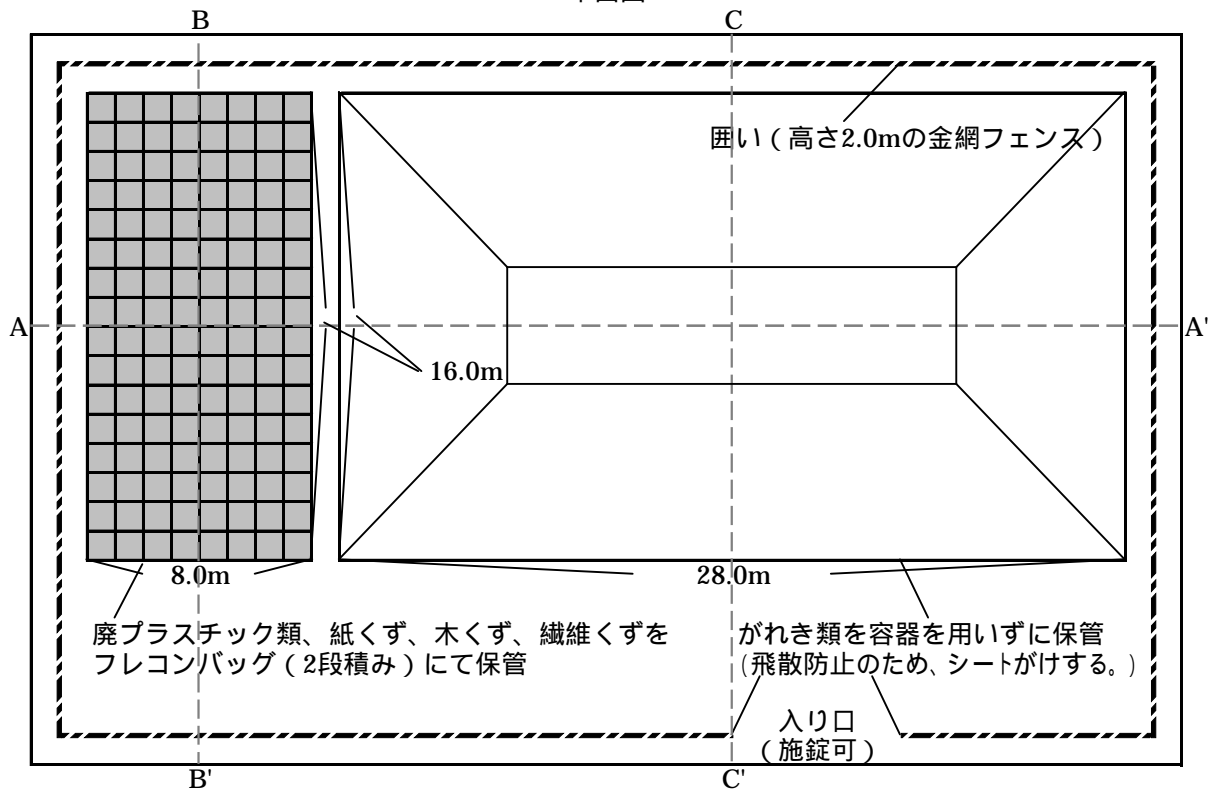
平成25年 8月15日

(日本工業規格 A列4番)

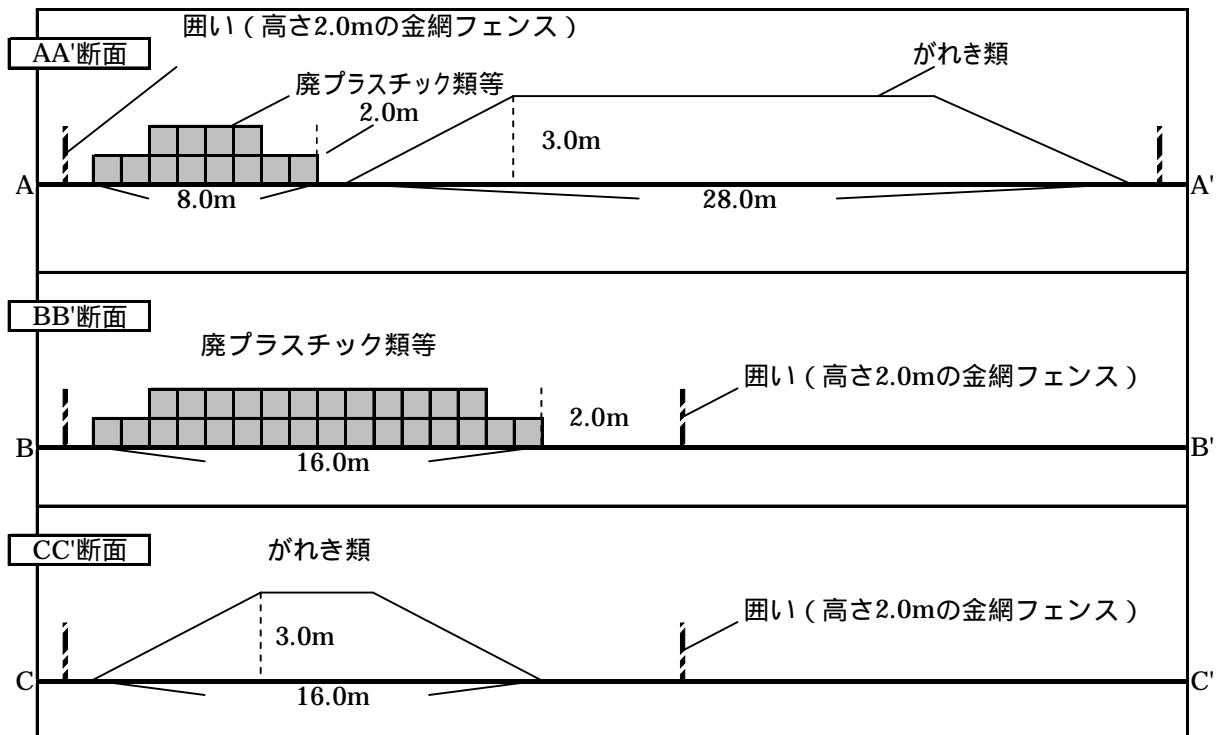
保管を止めた年月日を記載して下さい。

平面図及び立面図の作成例

平面図



立面図



産業廃棄物の保管基準

産業廃棄物の保管にあたっては、次の事項を遵守して下さい。

- 1 保管場所の周囲に囲いが設けられていること。保管する産業廃棄物の荷重が囲いに直接かかる場合には、その荷重に対して構造耐力上安全であること。
- 2 産業廃棄物の保管に関して必要な事項を表示した掲示板（縦 60 cm以上×横 60 cm以上）が見やすいところに設けられていること。
 - ア 産業廃棄物の保管の場所である旨の表示
 - イ 保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む）
 - ウ 保管場所の「管理者の氏名又は名称」及び「連絡先」
 - エ 屋外で容器を用いないで保管する場合は、最大積み上げ高さ

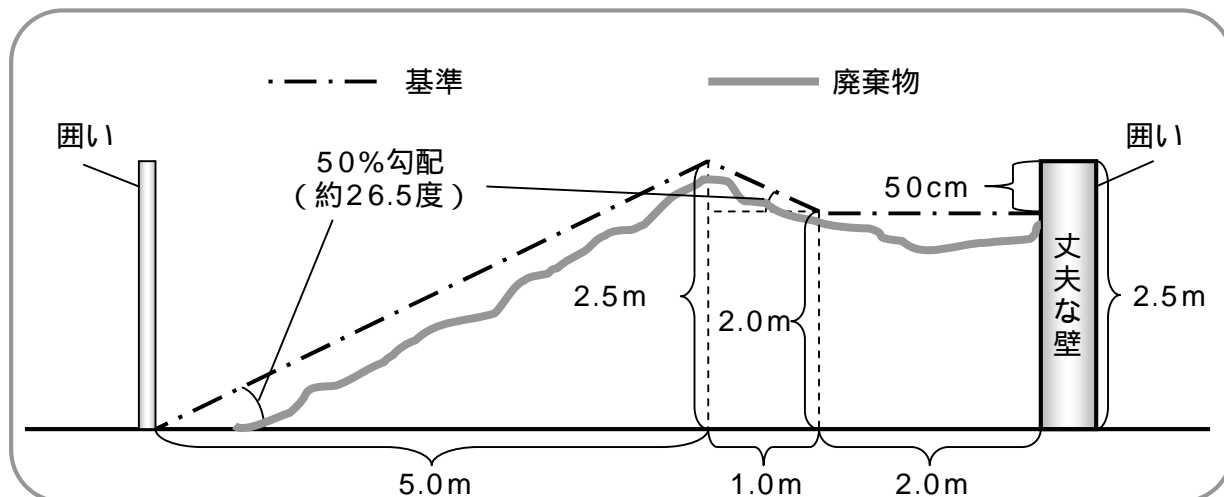
【掲示板の例】

産業廃棄物積替保管施設	
名称、代表者	株式会社 ×建設 代表取締役 ×
本社所在地	沖縄県 市 1 2 番地
責任者氏名	×
連絡先	0 9 8 - * * * - 1 2 3 4
保管する産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 (これらのうち、石綿含有産業廃棄物であるもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
最大保管高さ	2.0 m
最大保管量	400 m ³

- 3 保管場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、地下浸透し、悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。
- 4 産業廃棄物の保管に伴って汚水が生ずるおそれがある場合は、公共水域及び地下水の汚染防止のために必要な排水溝、その他の設備を設けるとともに、それらの設備の底面を不浸透性の材料で覆うこと。
- 5 保管場所には、ねずみが生息したり、蚊、ハエその他の害虫が発生したりしないようにすること。
- 6 産業廃棄物を容器に入れずに屋外で保管する場合は、次のようにすること。

- ア 廃棄物が囲いに接しない場合は、囲いの下端から勾配 50%以下。
- イ 廃棄物が囲いに接する場合（直接、壁に負荷がかかる場合）は、囲いの内側 2m は囲いの高さより 50 cmの線以下、2m 以上の内側は勾配 50%以下。

【保管高さのイメージ図】



- 7 石綿含有産業廃棄物にあつては、次に掲げる措置を講ずること。
 - ア 保管の場所には、石綿含有産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
 - イ 梱包する等、石綿含有産業廃棄物の飛散の防止のために必要な措置を講ずること。

石綿含有産業廃棄物、廃石綿等の保管にあつては、石綿含有廃棄物等処理マニュアル(環境省)を参考にして下さい。

当該マニュアルは、次の環境省のウェブページからダウンロードできます。

URL : <http://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/full.pdf>

- 8 法で定める次の保管上限を遵守すること。
 - ア 積み替えのための保管上限：当該保管場所からの1日あたりの平均搬出量の7日分
 - イ 処分のための保管上限：原則として処理能力の14日分()
 - がれき類又は木くずを再利用のために保管する場合は、処理能力の28日分(アスファルト骨材が再生加熱アスファルト混合物の骨材として再利用される場合に限っては70日分)が保管上限となります。